

尾張旭市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和7年2月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

工事監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく
随時監査（工事監査）

3 監査対象工事

(1) 名称

幹線水道管布設工事（市道瀬戸新居線外）

(2) 場所

尾張旭市根の鼻町二丁目地内外

(3) 請負金額

93,500,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額8,500,000円）

(4) 請負業者

株式会社山本工務店尾張旭営業所

(5) 工期

令和6年8月1日から令和7年2月27日まで

(6) 概要

平成23年5月に策定した「幹線水道管耐震化基本計画」及び平成22年3月に策定した「配水管網整備計画」に基づき、本工事は尾張旭市水道事業及び市民生活の根幹となる幹線水道管を耐震化するために新規に幹線水道管を布設するものである。

工事施工延長 L = 658.7m

D I P (G X) ϕ 400 L = 567.9m

D I P (G X) ϕ 300 L = 3.6m

D I P (G X) ϕ 200 L = 54.5m

D I P (K) ϕ 200 L = 1.7m

D I P (G X) ϕ 150 L = 15.7m

D I P (G X) ϕ 100 L = 15.3m

(7) 進捗状況（令和6年11月末日現在）

計画出来高36.1% 実施出来高32.0%

4 監査対象課

上下水道部上水道課

5 監査の着眼点

抽出した工事について、その事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

本監査は、技術的観点からの検証を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、令和6年10月31日から令和7年2月19日までの間に、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて実施した。

7 監査の結果

工事の施工は、おおむね適正に処理されていると認められたが、次の留意事項及び要望事項が挙げられるので、参考とされたい。

(1) 設計・積算について

設計書の表紙に「単価適用年月日」が未記載であった。

この点、当該年月日が未記載では、検算、照査といった必要な検証ができず、内部統制の運用としては問題がある。よって、今後は、当該年月日を記載し、必要な検証を実施した上で設計書を承認することとされたい。

(2) 施工に関する書類について

ア 請負業者から提出された履行報告書には、11月末日現在の実施出来高数値32.0%と記載されているものの、数値の根拠が示されていないため、明確な数値の根拠を示されるのが望ましい。

イ 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）への登録は行われているものの、「主任技術者」で登録すべきものが「監理技術者」で登録されていたので、修正するよう請負業者に指導されたい。

(3) 現場施工状況について

ア 資材置き場の出入口において、風の強い日は、「砂塵」が発生するため、適時対応しているとのことであったが、定期的の実施されることが望ましい。

イ 重機（バックホウ、ローラー）に取扱者名表示がされておらず、また、ワイヤーロープの点検記録が作成されていないため、いずれも実施するよう請負業者に指導されたい。

(4) 技術監査全般について

各種提出書類及び施工計画は適切に作成されており、現場代理人、監督職員の指示に基づく「提出確認チェック」を通じての適切な指導がうかがわれる。

現場での施工管理は、今回確認した範囲において適切であったが、その適否は工事目的物の品質に大きく影響するため、引き続き、徹底した管理を要望する。

また、本工事箇所は、交通量が多い道路であり、現場での実地調査時には適正な安全管理に努めていたところであるが、引き続き、工事関係車両等の第三者災害が無きよう、安全管理の徹底を図ることを要望する。